

令和3年4月8日

保護者様

吉野ヶ里町立東脊振小学校
校長林 寛

児童の名前札の着用について

平素より本校教育活動へのご理解とご協力、誠にありがとうございます。
さて、3月末に佐賀県教育委員会を通じて佐賀県警察本部より裏面のような
協力要請がありました。

本校では、これまで「名前札については、登校後から下校前までは必ず着用
する。安全への配慮のため登下校中は着用しなくてもよい」としていました。この度の県警からの要請を受け、吉野ヶ里町教育委員会と協議し、誘拐等の凶悪犯
罪や児童のプライバシーを侵害する犯罪を防止し、登下校中の通学路等における
安全確保の観点から、東脊振小学校では児童の名前札の着用について、以下の
様に取り組むことにしました。

1 登下校中、名前札を着用しない。

2 名前札は、学校（教室）に各自で保管し、学校にいる間のみ着用する。

- ※ 全児童に名前札を配布していますので、持ち帰った名前札に学年・組・氏名
を記入し、学校に持たせてください。
- ※ 学校での着用については、各児童が容易に取り外しできるような方法を検
討し、早急に対応します。
- ※ 万が一のため、緊急連絡先はランドセルの内側に明記してください。
- ※ 図書バッグや道具袋等への記名は、目立たないように小さくか内側にお願
いします。

また、登下校中や地域での声かけ事案や不審者への対応については、学校全体
で引き続き取り組んでまいります。各家庭でもご指導ください。

令和3年3月29日

佐賀県教育庁学校教育課長 殿



児童等の名前札等の着用のあり方に関する協力要請について
佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例にかかる通学路等における児童等の安全確保のための指針に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 協力要請事項

通学路等における県内小中学生の名前札等の着用のあり方についての検討

2 協力要請をする理由

近年、インターネットは国民の生活や社会経済に必要不可欠なものとなってきている一方、プライバシー侵害や名誉毀損にかかる情報の拡散等による被害の深刻化等の負の面も生じています。

そのような中、佐賀県内の小学生女児が登校中に男に待ち伏せされ、容姿等を撮影された上、その画像をインターネット上の掲示板（投稿サイト）に掲載される事案が発生しました。

県警察では、本年3月26日までに同事案の被疑者を特定し、小学生女児に対する佐賀県迷惑行為防止条例違反（嫌がらせ行為の禁止）で検挙しましたが、この被疑者が投稿サイト上に掲載した画像には、女児の顔貌、容姿に加え、名前札が写り込んでおり、女児が容易に特定できるものでした。

昨年中、県内では小中学生に対する声かけ事案やカメラ等を向けられる撮影事案の相談等を多数確認しているところです。

誘拐等の凶悪犯罪や児童のプライバシーを侵害する犯罪等を防止し、通学路等における児童等の安全を確保するためには、今後、児童等の名前札等の着用のあり方について特に配慮すべきであると思われますので検討をお願いします。